

北網保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、北網保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) 医療連携体制の確保に関すること。
- (3) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる団体等に属する者により構成するものとし、北海道オホーツク総合振興局保健環境部長が団体等を指定することとする。

- (1) 保健医療サービスの受益団体
- (2) 保健医療サービスの提供団体
- (3) 関係行政機関
- (4) その他必要と認められる団体

2 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。

3 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第4条 会議は必要の都度会長が招集する。

2 会長は、会議の座長となり、議事進行を行う。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、連携推進会議の委員並びに会長が必要と認めた者をもって組織する。

3 専門部会の委員は、会長が指名する。

(事務局)

第6条 事務局はオホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室企画総務課に置く。

(議事の公開)

第7条 会議は原則公開とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年 5月22日から施行する。

この要綱は、平成20年11月 6日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 3月28日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 9月28日から施行する。

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。